

安心いちばんおおいた産農産物認証マーク使用要領

第1 目的

この要領は、安心いちばんおおいた産農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第10に基づき、安心いちばんおおいた産農産物認証マーク（以下「認証マーク」とする。）の使用について必要な事項を定める。

第2 認証マークの表示方法

認証生産者は、原則として以下の事項について、表示資材や包装資材等への印刷等により安心いちばん農産物への表示を行う。

（1）認証マーク

別紙「安心いちばんおおいた産農産物認証制度ロゴマーク使用マニュアル」に定めるとおりとする。

（2）登録・認証番号

生産登録時に安心いちばんおおいた産農産物認証審議会（以下「審議会」とする。）より発行された番号を表示する。

（3）二次元バーコード

生産登録時に審議会から発行されたバーコードを表示する。

当該バーコードは、バーコードリーダー等を使用することにより、審議会が管理するホームページ上で認証生産者の生産情報等を特定できるものとする。

（4）認証内容

要綱第5に基づき、基礎区分については、「大分県の安全基準に基づき生産しています」5割減区分については、「化学合成農薬及び化学肥料 当地比5割減」、10割減区分においては、「化学合成農薬及び化学肥料 栽培期間中不使用」等、認証区分の内容が特定できる表示を行う。

2 マークの配色は指定の配色とする。ただし、必要に応じて単色または2色とすることが可能であり、その場合は配色パターンを定めない。

3 認証マークは、商品ブランド名称または認証生産者の名称の表示より小さく表示すること。但し、視認性を確保するため、最小でも高さ15mm以上となることを優先する。

第3 使用の範囲

認証マークは次のいずれかの者が使用できるものとする。

（1）認証生産者

（2）県

- (3) 安心いちばん農産物の出荷・販売を行う者
 - (4) その他県が適当であると認める者
- 2 認証マークは、次のいずれかの目的で使用できるものとする。
- (1) 安心いちばん農産物の容器包装等に表示を行う場合
 - (2) 広報のため、生産・出荷施設や販売する場所に表示を行う場合
 - (3) その他県が適当であると認める場合

第4 使用の管理

認証生産者は、認証を受けた農産物が他の農産物と混合しないよう販売され、認証マークが適正に使用されるよう管理するものとする。

第5 認証マークの提供

認証マークの表示にあたっては、審議会が認証生産者または印刷業者に電子データを提供するものとする。

第6 使用料

認証マークの使用料は無料とする。

附則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から一部改正する。

安心いちばんおおいた産農産物認証制度ロゴマーク 使用マニュアル

このマニュアルは「安心いちばんおおいた産農産物認証制度ロゴマーク」の浸透を図り、統一性を守るためのものです。

■フルカラー (CMYK)



color

■ K100

■ C40 Y100

■ M100 Y100 K10

※「認め印」の中は白マドです。

※「大分県」の文字は白色です。

■フルカラー (特色)



color

■ DIC582

■ DIC170

■ DIC197

※「認め印」の中は白マドです。

※「大分県」の文字は白色です。

■農産物に貼付・印刷する場合の表示例

■基礎区分



バーコード

説明書

認証番号

■5割減区分

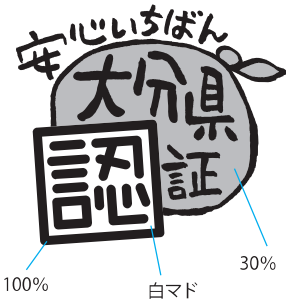


■10割減区分



■単色パターン例

■アミあり



■アミなし



■2Cパターン例

■赤+黒



■赤+緑



■背景にあわせての使用例

●背景が薄い色の場合

そのまま表示してください。

※「認め印」の中は白マドです。※「大分県」の文字は白色です。



●背景が濃い色または画像の場合

白フチをつけてください。

※「認め印」の中は白マドです。※「大分県」の文字は白色です。



■使用例



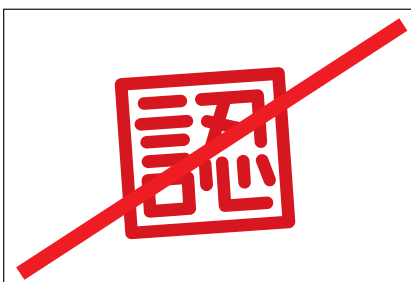
●文字や絵など他のデザイン要素を上重ねたり、横切らせたりする事はしないでください。



●変形(平・長・斜体)はしないでください。



●ネガティブ(反転表示)はしないでください。



●マークの一部だけの使用などはしないでください。



●マークの一部の色を透明にしたり、変えないでください。